

## 草津栗東行政事務組合規約

(組合の名称)

第1条 この組合は、草津栗東行政事務組合（以下「組合」という。）という。

(組合を組織する地方公共団体)

第2条 組合は、草津市および栗東市（以下「関係市」という。）をもって組織する。

(組合の共同処理する事務)

第3条 組合は、火葬場（関係市が共同で火葬業務を行うために新たに建設する施設をいう。）の設置および管理運営に関する事務を共同処理する。

(組合の事務所の位置)

第4条 組合の事務所は、栗東市安養寺一丁目13番33号に置く。

(組合の議会の組織)

第5条 組合の議会の議員（以下「組合議員」という。）の定数は、6人とし、関係市から選出する議員の数は、次のとおりとする。

草津市 3人

栗東市 3人

(組合議員の選挙)

第6条 組合議員は、関係市の議会において当該議会の議員のうちから選挙する。

2 組合議員に欠員を生じたときは、当該欠員となった組合議員を選挙した関係市の議会は、直ちに補欠選挙を行わなければならない。

3 前2項の選挙が終わったときは、関係市の長は直ちにその結果を第8条第1項の管理者に通知しなければならない。

(組合議員の任期)

第7条 組合議員の任期は、当該議員の属する関係市の議会の議員の任期による。

(執行機関の組織および補助機関)

第8条 組合に管理者1人および副管理者1人を置く。

2 前項に定める者を除くほか、組合に会計管理者1人を置く。

3 前2項に定める者を除くほか、組合に職員を置くこととし、その定数は条例で定める。

(執行機関の選任等)

第9条 管理者は、関係市の長の互選により定める。

2 副管理者は、管理者以外の関係市の長をもって充てる。

3 管理者および副管理者の任期は、それぞれの関係市の長としての任期による。

4 副管理者は、管理者を補佐し、管理者に事故があるとき、または管理者が欠けたときは、その職務を代理する。

5 前条第2項の会計管理者および同条第3項の職員は、管理者が任免する。

(監査委員の選任等)

第10条 組合に監査委員2人を置く。

2 監査委員は、管理者が組合の議会の同意を得て、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理

その他行政運営に関し優れた識見を有する者（以下「識見を有する者」という。）および組合議員のうちから、それぞれ1人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては4年とし、組合議員のうちから選任される者にあつては組合議員の任期による。

（組合の経費の支弁方法）

第11条 組合の経費は、関係市の負担金およびその他の収入をもって支弁する。

2 前項の負担金の算出方法は、関係市の均等割、人口割および利用実績割によるものとし、それぞれの割合については組合の議会の議決を経て管理者が定める。

付 則

この規約は、令和4年10月1日から施行する。